

○光地区消防組合建設工事等指名競争入札に関する要綱

令和6年7月1日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、光地区消防組合が発注する建設工事及び建設工事における業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）を実施することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び光地区消防組合財務規則（昭和51年光地区消防組合規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 消防長は、光地区消防組合規約（昭和47年光地区消防組合告示第1号）第2条に規定する光地区消防組合を組織する地方公共団体の建設工事等に係る競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「資格業者」という。）のうちから指名する。

(指名基準)

第3条 消防長は、入札に参加する者を指名するときは、次の区分により指名するものとする。

- (1) 土木一式工事又は建築一式工事 別表1に定める基準による。
- (2) 前号以外の工事種別 工事規模、難易度、経営事項審査結果及び工事実績等による。

2 前項の規定にかかわらず、特に管理者が必要と認めるときは、直近下位の指名基準に属する者を指名することができるものとする。

(指名業者数の基準)

第4条 指名業者数の基準は、別表2のとおりとする。ただし、この基準により難しい場合は、指名業者数を変更することができるものとする。

2 管理者は、入札に参加する者の指名に当たっては、別表3に掲げる事項に

留意するとともに、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案し、特定の資格業者に偏らないよう努めるものとする。

(指名業者の選定)

第5条 工事の施工が管轄区域（光市、田布施町及び周南市（周南市にあっては、平成15年4月20日における熊毛町の区域に限る。）の区域をいう。）の資格業者で可能な場合は、管轄区域の資格業者のうちから指名する。ただし、管轄区域の資格業者のみでは入札の目的を達成することが困難であると認められるときは、この限りではない。

(入札の回数)

第6条 予定価格を入札前に公表するときの入札回数は、1回とする。

2 予定価格を入札前に公表しないときの入札回数は、3回までとする。

3 入札執行の結果、落札者がなかった場合は、再度の入札に付するものとする。

(随意契約への移行)

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、最低入札価格が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、最低価格の入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができる。

(1) 再度の入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。

(2) 前条第2項において、最低入札価格と予定価格の差が6パーセントの範囲内であるとき。

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、次に掲げるものに該当したときは、落札者とならない場合がある。

(1) 設計金額が1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の建設工事等で、光市低入札価格調査制度に関する取扱要綱（平成25年光市告示第9号）第3条に規定する調査基準価格を下回るとき。

(2) 設計金額が130万円を超え1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の建設工事等で、光市最低制限価格制度に関する取扱要綱（平成25年光市告示第10号）第3条に規定する最低制限価格を下回る時。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、建設工事等の指名競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

土木一式工事

指名基準	請負対象設計額
特定建設業の許可を有し、経営事項審査の総合評定値850以上	制限なし
経営事項審査の総合評定値730以上	50,000,000円以下
経営事項審査の総合評定値730未満	10,000,000円以下

建築一式工事

指名基準	請負対象設計額
特定建設業の許可を有し、経営事項審査の総合評定値850以上	制限なし
経営事項審査の総合評定値730以上	50,000,000円以下
経営事項審査の総合評定値730未満	10,000,000円以下

別表2（第4条関係）

土木一式工事・建築一式工事

請負対象設計額	指名業者数
2,000,000円未満	5以上
2,000,000円以上5,000,000円未満	6以上

5,000,000円以上	8以上
--------------	-----

その他の工事等

請負対象設計額	指名業者数
2,000,000円未満	4以上
2,000,000円以上5,000,000円未満	5以上
5,000,000円以上	6以上

別表3（第4条関係）

指名時の留意事項	
1 不誠実な行為	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 光地区消防組合が発注する建設工事等に係る請負契約に関し、次のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから、受注者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書若しくは業務委託契約書に違反し、又は光地区消防組合の指示に受注者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、受注者として不相当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から管理者に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受注者として不相当であると認められること。</p>
2 経営状態	<p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続が開始され、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続が開始され、若しくは再生手続開始の申立てがなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。なお、</p>

	<p>単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p> <p>(2) 経営事項審査の有効期限（経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の申請直前の営業年度の終了の日から1年7箇月の間）が過ぎている場合は指名しないこと。</p>
3 工事成績	<p>光地区消防組合、光市、田布施町又は周南市が発注した建設工事の成績評定が著しく劣ると認められる場合は、指名をしないこと。</p>